

議案第六〇号

倉吉市外ハケ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約制定について

倉吉市外ハケ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約を次のように定める

昭和三十七年八月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十七年八月十一日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



倉吉市外八ヶ町村伝染病疫組合規約の一部を改正する規約

倉吉市外八ヶ町村伝染病疫組合規約の一部を次のように改正する

別表を次のとおり改める

市町村名	負担割合	市町村名	負担割合
倉吉市	四二・七六%	羽合町	六一・五%
奥金町	五二・五%	北条町	五七・〇%
三朝町	九〇・九%	大栄町	八三・六%
東郷町	七一・〇%	東伯町	一一・八六%
泊村	三・七一%		

附則

この規約は、知事の認可の日から施行し、昭和三十一年度から適用する